

受験ルート		受験 ルート 番号	該当する者
通常 (9を除く)	通常 【大学】 法第31条第1号	1	大学において指定科目を履修して卒業した者 ※本年度は該当者はいません。
	通常 【養成所】 法第31条第2号	2	都道府県知事が指定した養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者 ※本年度は該当者はいません。
	通常 【外国の学校等】 法第31条第3号	3	外国の学校等を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、ルート番号1及び2と同等以上の知識及び技能を有すると農林水産大臣及び環境大臣が認定した者 ※本年度の認定申請受付は終了しました。
受験資格の 特例 (9を除く)	既卒者 【大学】 法附則第2条第1号イ	4	令和4年5月1日以前に大学を卒業し、かつ当該大学において指定科目を履修した者
	既卒者 【養成所】 法附則第2条第1号ハ	5a	令和4年5月1日以前に、都道府県知事が指定した養成所を卒業した者 養成所の授業科目が全て必修科目の場合
		5b	令和4年5月1日以前に、都道府県知事が指定した養成所を卒業した者 養成所の授業科目に選択科目が含まれる場合
	在学者 【大学】 法附則第2条第1号ロ	6	令和4年5月1日時点で大学で修学中であり、かつ指定科目を履修して令和4年5月1日以降に卒業した者（令和6年3月1日（金）までに卒業する見込みの者を含む。）
	在学者 【養成所】 法附則第2条第1号ニ	7a	令和4年5月1日時点で、都道府県知事が指定した養成所で修学中であり、令和4年5月1日以降に卒業した者（令和6年3月1日（金）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。） 養成所の授業科目が全て必修科目の場合
		7b	令和4年5月1日時点で、都道府県知事が指定した養成所で修学中であり、令和4年5月1日以降に卒業した者（令和6年3月1日（金）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。） 養成所の授業科目に選択科目が含まれる場合
現任者 法附則第2条第2号	8	愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者	
再受験		9	上記1～8の受験ルートにかかわらず、過去に愛玩動物看護師国家試験で不合格となり、今回の受験申込で「不合格通知の写し」を提出する者 ※「不合格通知」を紛失等し、本受験申込であらためて卒業証明書等を提出する者は、不合格時の受験区分（ルート番号4～8）とする。